

高知県小児オンライン相談事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

高知県小児オンライン相談事業委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県小児オンライン相談事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 事業目的の達成 | 10 点 |
| (2) 創意工夫 | 20 点 |
| (3) 業務実施体制 | 20 点 |
| (4) 業務従事者の資質の確保・向上に向けた取組 | 20 点 |
| (5) 事業効果の分析方法の工夫 | 10 点 |
| (6) 相談業務の受託実績 | 10 点 |
| (7) 見積額 | 10 点 |

3 審査委員会の設置

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所 (予定)

日時：令和7年5月中旬～下旬 (決まり次第お知らせします。)

場所：決まり次第お知らせします。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1 参加者 30 分までを基本としますが、参加申込の状況によっては、時間を変更することがあります。

イ 日時、場所は、別途お知らせします。

ウ 各参加者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の評価点数を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 各審査委員の採点の合計が、総合点数の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
事業目的の達成	・ 事業目的及び委託内容に沿った提案内容となっているか。	10 点
創意工夫	・ 事業目的を踏まえ、独自の創意工夫が盛り込まれているか。	20 点
業務実施体制	・ 業務従事者は医師等の有資格者であるか。 ・ 業務の実施にあたり、十分な人員体制となっているか。	20 点
業務従事者の資質の確保・向上に向けた取組み	・ 相談業務等に適切に対応するための取組（内部研修や資格の取得）がなされているか。	20 点
事業効果の分析方法の工夫	・ 統計的な集計のみならず、相談実績や利用者へのアンケート結果を用いるなど効果的・効率的に分析を行うことができるか。	10 点
相談業務の受託実績	・ オンライン小児医療相談業務等に関し、過去に豊富な受託実績があるか。 ・ 国や地方自治体等の公的機関からの受託実績があるか。	10 点
見積額	・ 設定した金額の範囲内であり、かつ、他提案者と比較して低額であるか。	10 点